

# 認可外保育施設の 質の確保・向上の充実強化について

## 1. 総論（略）

## 2. 対象者・対象範囲等（抜粋）

### （3）認可外保育施設等

3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化

認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象

上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象

都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定

0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施

- ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等  
( 届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知、 認可施設への移行支援、 ベビーシッターの指導監督基準の創設等 )
- ・ 給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等について必要な法制上の措置
- ・ 都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策
- ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
- ・ 6. の協議の場での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討

## 3. 財源（略）

## 4. 就学前の障害児の発達支援（略）

## 5. 実施時期

2019年10月1日

## 6. その他（抜粋）

国と地方自治体のハイレベルによる協議の場を設置。加えて、引き続き、自治体の事務負担軽減等に向けた検討

# 認可外保育施設の質の確保・向上の充実強化について

「教育の無償化に関する国と地方の協議」（平成30年11月21日及び12月3日）における地方側のご意見等を踏まえ、国、都道府県、市町村との連携により、認可外保育施設の質の確保・向上を図るため、令和元年度予算に以下の充実強化策を盛り込んでいる。

## （１）認可化移行運営費支援事業の拡充

【制度概要】認可化移行計画を策定し、計画期間内（5年を上限）に移行を図る認可外保育施設に対し、運営費を支援

【拡充の内容】

- ・運営費の水準の引き上げ 公定価格の2 / 3相当 公定価格に準じた水準（保育士の配置割合に応じた減額あり）
- ・公定価格に準じた各種加算（事務職員雇上費加算、処遇改善等加算など）の創設（従前は所長設置加算のみを考慮） 等

## （２）認可化移行調査・助言指導事業

【制度概要】認可化移行調査費等支援事業として、認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設について、

認可化の障害となっている事由を調査・診断し、認可化移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導を行う。

【拡充の内容】認可化移行調査・助言指導事業として、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が指導監督基準を満たすよう

助言・指導を継続的に行う場合を支援対象に追加

## （３）巡回支援指導員の配置の拡充

【制度概要】認可外保育施設等を巡回し、重大事故が発生しやすい場面や事故防止の取組、事故発生時の対応などの助言・指導を実施

【拡充の内容】

- ・重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の業務に、指導監督基準など保育所等が遵守・留意すべき内容に関する指導・助言を追加
- ・巡回支援指導員の配置の拡充 706人 1,221人

これらに加え、認可外保育施設の指導監督に関する事務処理など、都道府県の児童福祉事務に従事する職員の配置に要する費用については地方交付税の算定基礎となっているところであるが、事業所内保育施設が届出制の対象となること等に伴い、令和元年度から標準団体につき、担当職員1名が増員された。

## < 内閣府関連予算 >

幼児教育・保育の無償化に伴う自治体システム改修費への支援 62億円（令和元年度予算）

この他、平成30年度予算で192億円を計上

幼児教育・保育の無償化に伴う自治体事務費への支援 301億円（H30年度2次補正予算）

120億円（令和元年度予算）

計421億円

## 認可を目指す認可外保育施設への支援

### < 目 的 >

認可外保育施設の認可化移行を支援し、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

### < 実施要件等 >

- ・ **認可化移行計画（\*1）を策定し、計画期間内（\*2）に移行を図ること。**
- ・ 施設設備は、計画期間内に認可基準を満たすこと。
- ・ 職員配置については、**認可基準の1/4以上は有資格者**とし、比率（1/4、1/3、6割、9割）に応じて補助単価を設定。
  - \*1 施設設備面での課題解決（「認可化移行可能性調査」の実施等）や、保育士人材確保（保育士資格の取得支援等）等を踏まえ策定
  - \*2 地方単独保育施設以外の施設は**5年間が上限**

### 1. 改修費支援

- ・ 認可基準を満たすために必要な改修費等の補助を行う。（間仕切り、調理室やトイレの設備の改修費、賃借料等）

【補助率】国1/2（市町村1/4、設置主体1/4）（\*）

\*子育て安心プラン実施計画の採択を受けている等一定の条件を満たす市町村については、国2/3（市町村1/12、設置主体1/4）なる

【補助基準額】1施設当たり 3,200万円

### 2. 移行費支援

認可化移行調査・助言指導事業【補助率】国1/2

- ・ 認可保育園等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成に要する費用を補助する。

【補助基準額】1施設当たり56.4万円

- ・ 認可保育園等への移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導するための費用を補助する。 【補助基準額】1施設当たり50.4万円

- ・ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が指導監督基準を満たすために必要な助言指導を継続的に行うための費用を補助する。

【補助基準額】1施設当たり75.5万円

認可化移行移転費等支援事業【補助率】国1/2

- ・ 現行の施設では、立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用を補助する。

【補助基準額（移転費）】1施設当たり120万円

【補助基準額（仮設置費）】1施設当たり380万円

### 3. 運営費支援

- ・ 認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設に対し、運営費を補助をする。

【補助率】国1/2（都道府県1/4、市町村1/4）

【補助基準額】

運営費補助（児童一人当たり月額）

	(拡) 基本分単価
4 歳 以 上 児	5.6万円
3 歳 児	6.2万円
1 , 2 歳 児	11.3万円
0 歳 児	18.1万円

+ (新) 公定価格に準じた各種加算

消費税8%の場合の粗い試算

地域区分20/100、定員40名、基準上必要とされる職員のうち9割が保育士の場合

補助単価は、地域区分、定員区分、配置されている保育士の割合等により異なる。

- (新) 保育サポーター加算（基準上必要とされる職員のうち、保育士以外の従事者一人当たり月額）

【補助基準額】14.1万円

開設準備費加算（増加定員一人当たり月額）

【補助基準額】0.8万円

地方単独保育施設加算（児童一人当たり月額）

【補助基準額】2.0万円

# 認可化移行運営費支援事業の拡充（イメージ）

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿確保策の一環として、既存の認可外保育施設の認可化を推進することが重要。

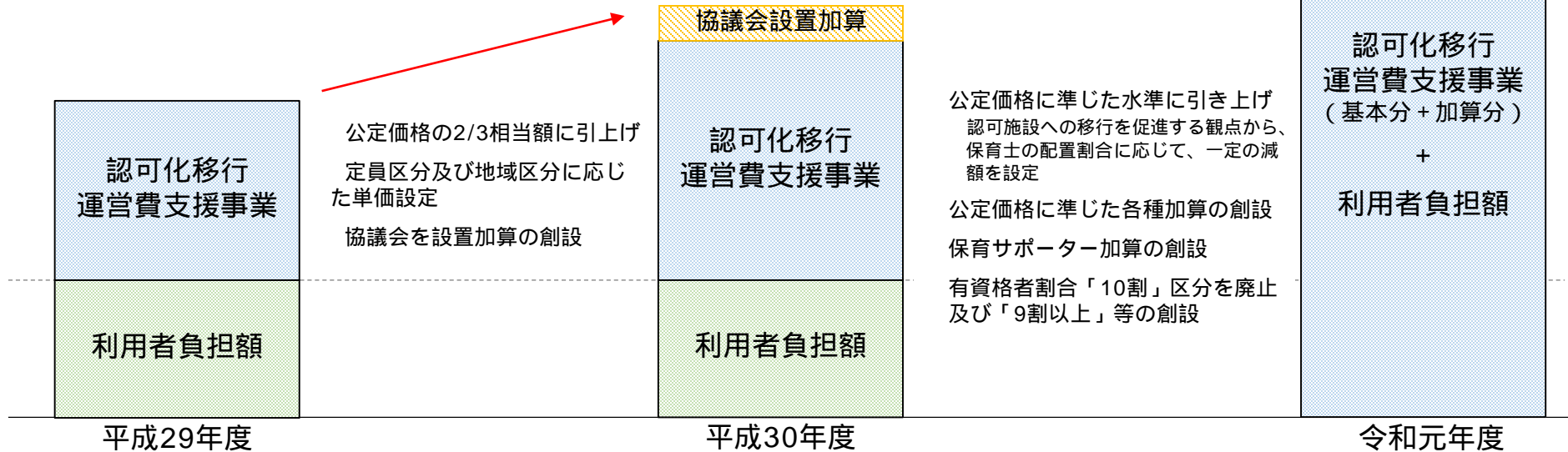
このため、認可化移行運営費支援事業について、令和元年度予算においては、以下の拡充を実施。

- 補助単価を公定価格の2/3から引き上げ、**公定価格に準じた水準**にする。
- 認可施設への移行を促進する観点から、**保育士の配置割合に応じて、一定の減額**を設ける。
- 公定価格に準じた、**各種加算を創設**する。
- 認可施設との差を設けるため、保育士の配置割合が基準の「10割」である補助区分を廃止し、**新たに「9割以上」等の補助区分を創設**する。
- 保育士の配置割合が基準の「6割」の場合の補助区分について、**保育サポーター加算を創設**する。  
保育士以外の従事者について、所定の研修を終了した者を、必要となる保育士の1.5倍に置き換えて配置する場合に一定の加算を行う。
- 保育士の配置割合が基準の「**9割以上**」の施設について、**公定価格に準じた利用料**とする。  
「9割以上」以外の施設については、従前どおり自由設定とする。

## 《拡充のイメージ》

有資格者10割の場合

令和元年度は、有資格者9割、全ての加算を適用した場合



# 認可化移行運営費支援事業の拡充について

	平成29年度	平成30年度	令和元年度																																																																												
拡充内容等	<p>公定価格上の定員20名、3/100地域の基本分単価の75%相当の単価設定</p> <p>定員や地域区分は加味せず、一律の単価設定</p>	<p>将来的な認可化（公定価格による運営費補助）を視野に、公定価格をベースとした仕組みに見直し</p> <p>公定価格の<b>基本分単価及び所長設置加算の2/3の水準</b>に見直し</p> <p><b>定員区分及び地域区分に応じた補助単価を設定</b></p> <p>待機児童協議会に参加する場合の補助額の上乗せ</p>	<p>公定価格の2/3相当から<b>公定価格に準じた水準に引き上げ</b>（保育士割合等を考慮し、一定の割合を減額）</p> <p>公定価格に準じた<b>各種加算を創設</b></p> <p>認可施設の補助単価と一定の差を設けるため、保育士の配置割合に応じた<b>補助区分の見直し</b>（10割区分の廃止、9割区分及び1/4区分を創設）</p> <p>9割区分については、認可施設同様、所得段階別の利用料を設定</p>																																																																												
補助単価イメージ（児童一人当たり月額）	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>10割</th> <th>6割</th> <th>1/3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4歳児</td> <td>1.8万円</td> <td>1.5万円</td> <td>1.2万円</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>2.2万円</td> <td>1.8万円</td> <td>1.5万円</td> </tr> <tr> <td>1・2歳児</td> <td>5.7万円</td> <td>4.8万円</td> <td>3.9万円</td> </tr> <tr> <td>乳児</td> <td>10.7万円</td> <td>8.9万円</td> <td>7.2万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>定員及び地域区分によらず一律の単価</p>		10割	6割	1/3	4歳児	1.8万円	1.5万円	1.2万円	3歳児	2.2万円	1.8万円	1.5万円	1・2歳児	5.7万円	4.8万円	3.9万円	乳児	10.7万円	8.9万円	7.2万円	<p>(定員40名、地域区分20/100の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域 定員</th> <th colspan="3">20/100</th> </tr> <tr> <td></td> <th>10割</th> <th>6割</th> <th>1/3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">40名</td> <td>4歳児</td> <td>2.7万円</td> <td>2.4万円</td> <td>2.2万円</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>3.3万円</td> <td>3.0万円</td> <td>2.8万円</td> </tr> <tr> <td>1・2歳児</td> <td>6.9万円</td> <td>6.3万円</td> <td>5.8万円</td> </tr> <tr> <td>乳児</td> <td>12.1万円</td> <td>11.0万円</td> <td>10.2万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>+</p> <p><b>協議会加算</b></p> <p>定員は6人～150人まで間で16区分を設定 地域区分は、公定価格に準じ、20/100地域～その他地域までの8区分を設定</p>	地域 定員	20/100				10割	6割	1/3	40名	4歳児	2.7万円	2.4万円	2.2万円	3歳児	3.3万円	3.0万円	2.8万円	1・2歳児	6.9万円	6.3万円	5.8万円	乳児	12.1万円	11.0万円	10.2万円	<p>(定員40名、地域区分20/100の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域 定員</th> <th colspan="4">20/100</th> </tr> <tr> <td></td> <th>9割</th> <th>6割</th> <th>1/3</th> <th>1/4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">40名</td> <td>4歳児</td> <td>6.8万円</td> <td>2.7万円</td> <td>1.8万円</td> <td>1.1万円</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>7.5万円</td> <td>3.3万円</td> <td>2.2万円</td> <td>1.3万円</td> </tr> <tr> <td>1・2歳児</td> <td>12.5万円</td> <td>6.5万円</td> <td>4.3万円</td> <td>2.5万円</td> </tr> <tr> <td>乳児</td> <td>19.3万円</td> <td>11.4万円</td> <td>7.6万円</td> <td>4.4万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>+</p> <p><b>公定価格に準じた各種加算</b></p> <p>単価は粗々の試算（基本分単価＋所長設置加算） 9割については、上記単価から利用者負担を除いた額が基準額となる。</p>	地域 定員	20/100					9割	6割	1/3	1/4	40名	4歳児	6.8万円	2.7万円	1.8万円	1.1万円	3歳児	7.5万円	3.3万円	2.2万円	1.3万円	1・2歳児	12.5万円	6.5万円	4.3万円	2.5万円	乳児	19.3万円	11.4万円	7.6万円	4.4万円
	10割	6割	1/3																																																																												
4歳児	1.8万円	1.5万円	1.2万円																																																																												
3歳児	2.2万円	1.8万円	1.5万円																																																																												
1・2歳児	5.7万円	4.8万円	3.9万円																																																																												
乳児	10.7万円	8.9万円	7.2万円																																																																												
地域 定員	20/100																																																																														
	10割	6割	1/3																																																																												
40名	4歳児	2.7万円	2.4万円	2.2万円																																																																											
	3歳児	3.3万円	3.0万円	2.8万円																																																																											
	1・2歳児	6.9万円	6.3万円	5.8万円																																																																											
	乳児	12.1万円	11.0万円	10.2万円																																																																											
地域 定員	20/100																																																																														
	9割	6割	1/3	1/4																																																																											
40名	4歳児	6.8万円	2.7万円	1.8万円	1.1万円																																																																										
	3歳児	7.5万円	3.3万円	2.2万円	1.3万円																																																																										
	1・2歳児	12.5万円	6.5万円	4.3万円	2.5万円																																																																										
	乳児	19.3万円	11.4万円	7.6万円	4.4万円																																																																										



## 認可化移行調査・助言指導事業（旧：認可化移行調査費等支援事業）

【平成30年度予算額】

保育対策総合支援事業費補助金（381億円）の内数

【令和元年度予算額】

同394億円の内数

保育の供給を増やし、待機児童解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制の整備を目的として、認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設について、移行の障害となっている事由を調査・診断するほか、指導監督基準を満たしていない認可外保育施設への指導を強化し、（拡充）移行に向けた計画書の作成・見直し及び移行までの助言指導を行うための費用の一部を補助する。

＜拡充の内容＞

「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」において、無償化の対象となるサービスとして、指導監督基準を満たすことが示されたことから、指導監督基準を満たさない認可外保育施設に対して指導監督基準を満たすために必要な助言指導を行う。

【実施主体】都道府県、市町村

【補助率】国1/2、都道府県1/2 又は 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

【補助基準額】 1．認可化移行可能性調査支援

1 か所当たり 564千円

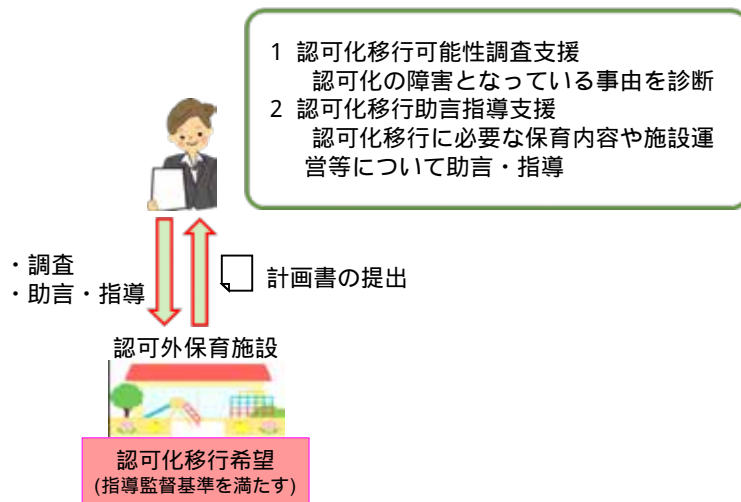
2．認可化移行助言指導支援

1 施設当たり 504千円

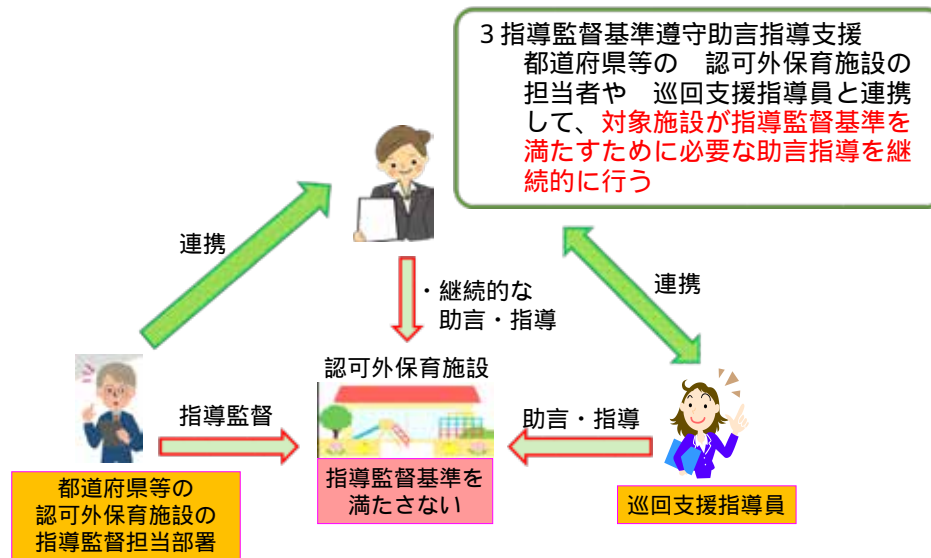
3．指導監督基準遵守助言指導支援

1 施設当たり 755千円【拡充】

### 指導監督基準を満たす認可外保育施設の場合



### 指導監督基準を満たさない認可外保育施設の場合【拡充】



# 保育園等の質の確保・向上のための取組強化事業 (旧：保育所等の事故防止の取組強化事業)

【平成30年度予算額】  
保育対策総合支援事業費補助金(381億円)の内数

【令和元年度予算額】  
同394億円の内数

## 【事業内容】

保育園や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育園等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育園職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助単価(案)】 ・研修事業：1回当たり 302千円(220千円)  
・巡回支援指導事業：指導員1人当たり 4,062千円

【補助率】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

### 質の確保・向上のための研修事業



- ・ 保育園等に勤務する保育士等や保育園以外の職員、巡回支援指導員に対する研修
- ・ 研修内容に保育園等が遵守・留意すべき内容を追加(拡充)

### 質の確保・向上のための巡回支援指導事業



- ・ 重大事故が発生しやすい場面、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言・指導(従来)
- ・ 保育園等が遵守・留意すべき内容や利用料の便乗値上げの注意喚起等を実施(拡充)



# 巡回支援指導員について

## 【業務内容】

保育園等の質の確保・向上を目的として各施設を巡回し、以下の内容等に関する助言・指導を実施  
保育園等が満たすべき基準の遵守状況  
保育中の死亡事故等の重大事故が発生しやすい場面（睡眠中、食事中、水遊び中等）  
保育園等の事故防止の取組、事故発生時の対応

## 【要件】

次の要件をいずれも満たしている者として、都道府県等が適当と認める者

- ・ 上記【業務内容】に掲げる業務に関して、専門的な知見を有する者
- ・ 巡回指導の趣旨を理解し、保育園等に対する巡回支援指導を適切に実施できる者

指導員の具体例：保育園の園長や保育士経験者

## 【配置主体】

- ・ 認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）：都道府県、指定都市、中核市
- ・ 認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業：市区町村  
巡回支援指導員の配置について、保育に関する知見等を有する団体等への委託も可。  
（委託先の具体例：指定保育士養成施設、社会福祉協議会、地域のNPO法人、子育て支援団体 など）

## 【補助率・補助単価(令和元年度予算)】

補助率：国 1/2 、都道府県又は市区町村 1/2 補助単価：巡回支援指導員 1人あたり 4,062千円

## 【配置状況（H29補助金交付決定）】

21自治体 97名 国の補助事業によらず、各自治体独自で実施している場合もあり。

### < 配置イメージ >

